

株式会社トータル建築確認評価センター  
長期使用構造等確認審査料金表

令和7年4月

長期優良住宅（一戸建て住宅の確認審査手数料） (税込) 単位：円

住宅区分	審査手数料	計画変更手数料 (譲受人決定時の変更等)
一般	65,000	11,000

1. 申請提出後の設計変更が生じて、これに伴い計算書等の再審査が必要であると弊社が判断した場合は、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。
2. 申請時に添付された構造計算書の再計算を行う、あるいは、大幅な是正が生じて弊社が再審査の必要があると判断した場合は、追加の審査手数料 (33,000 円 税込) を徴収、若しくは、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。

変更確認、軽微変更該当証明書 (税込) 単位：円

誤記の是正等	12,000
構造以外の項目	12,000 × 評価項目数
構造関係	23,000

1. ※変更関係の料金は各々の項目の合計とします。(但し、合計は長期使用構造等確認料金を上限とする)
2. その他の変更に係る確認審査は別途見積もりといたします。

長期優良住宅（共同住宅の確認審査手数料） (税込) 単位：円

住宅区分	審査手数料	計画変更手数料 (譲受人決定時の変更等)
4戸以下	70,000 + 10,000 × (戸数)	11,000 × (戸数)
5戸以上10戸未満	150,000 + 10,000 × (戸数)	11,000 × (戸数)
10戸以上20戸未満	290,000 + 10,000 × (戸数)	11,000 × (戸数)

1. 20戸以上の場合は別途見積もりといたします。
2. 申請提出後の設計変更が生じて、これに伴い計算書等の再審査が必要であると弊社が判断した場合は、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。
3. 申請時に添付された構造計算書の再計算を行う、あるいは、大幅な是正が生じて弊社が再審査の必要があると判断した場合は、追加の審査手数料 (基本の審査手数料の 1/2 の額 税込) を徴収、若しくは、申請取り下げ又は再提出となります。なお、再提出の場合は新規申請の扱いとなります。
4. 変更確認、軽微変更該当証明書に掛かる確認審査は別途見積もりといたします。
5. 計画変更手数料は計画変更が大幅なものと当社が認めた場合にあっては、依頼者は別に改めて確認審査を依頼するものとします。
6. その他、特別な事由により上記料金表によらない場合、別途協議して定める額とします。